

# Business Partner office NEWS

## 法律相談Q&A

### — 年金の「支給停止」と「一時差し止め」 —

Q： 年金を受けられている方から、「年金額通知書で『支給停止』になっている分は後でもらえるの？」と尋ねられました。支給停止ということは再開して受給できる印象がありますが、『一時差し止め』との違いがわからなくなりました。

A： 公的年金にかかる**支給停止**と**一時差し止め**は、年金の支払いが止まっているという点では同じ状態ですが、意味や原因などに違いがあります。

一時差し止めは一時的な支払保留で、一時差し止めとなった事由がなくなれば一時差し止め当時に遡って支給されます。

これに対し、支給停止は受給権そのもの（一部または全部）が**停止**され、支給停止となった事由がなくなっても原則として遡って支給されることはありません。

障害年金の障害状態確認書（診断書）提出手続を例に2つを比較してみます。

障害年金では定期的に診断書を提出し障害等級の審査を受ける必要がありますが、**指定された期限内に提出がなかった場合に年金の支払いが一時差し止め**られます。これは診断書に基づく支給継続や等級変更の判断ができないため、遅れても診断書を提出し、審査で引き続き支給が認められれば、止まっていた分が支給されます。

一方、期限内に診断書を提出しても、**審査の結果、障害の状態が軽快した（障害等級に該当しなくなった場合を含む）と判断された場合は支給停止**となります。年金支給の対象となる障害の認定基準に達していないためで、将来、障害の状態が悪くなり認定基準に達しても、停止されていた期間の年金が遡って支給されることはありません。

2026年  
5月号



## 法改正ニュース

### — 在職老齢年金の支給停止調整額変更 —

（令和8年4月1日～）

在職中に受ける老齢厚生年金（在職老齢年金）の支給停止の基準となる額が変更になりました。

（従前）51万円⇒（変更後）**65万円**

## 最近のニュースから

### 「同一労働同一賃金」報告書

#### 家族・住宅手当は不合理

労働政策審議会の部会は、正社員と非正規社員の不合理な待遇格差を禁じる「同一労働同一賃金」の見直しに関する内容を取りまとめた。家族手当や住宅手当を正社員のみを支給するのは不合理な格差に当たること等をガイドラインに追加し、非正規社員の待遇改善を促す。また、報告書には雇用主の待遇差に関する説明を義務の改善等を盛り込んだ。ガイドラインはパブリックコメント募集等を経て新指針として運用を始める見通し。

### カスハラ指針案要綱等

#### 大声での威圧など該当例明示

労働政策審議会雇用環境・均等分科会は、企業のカスタマーハラスメント（カスハラ）対策をめぐって、指針案を取りまとめた。カスハラに該当する行為を例示しているほか、企業がとるべき措置として、対処方針の策定、相談対応体制の整備、悪質な客には警察への通報や店舗への出入り禁止といった措置をとることも検討すべきとした。また、就活セクハラに関する対策指針案もまとめられ、企業に就業規則などでの規定の明記、加害者の懲戒処分などの適正な実施などを求めた。

～ 日本法令 社労士情報サイト より～

